

事 務 連 絡  
令和 3 年 4 月 30 日

建設業者団体の長 殿

関東地方整備局長 土井 弘次

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を  
実施すべき区域の拡大を踏まえた対応について（参考送付）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和 3 年 4 月 16 日に政府対策本部長より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）が宮城県、東京都、京都府、大阪府、兵庫県、沖縄県の 1 都 2 府 3 県から埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県を含む 1 都 2 府 7 県に拡大する公示が行われ、同 4 月 20 日から拡大された重点措置区域においてもまん延防止等重点措置を実施することが決定されました。

これを踏まえ、国土交通省直轄の今後の工事及び業務について、別添のとおり、関東ブロック発注者協議会会員あてに通知を行いましたので、参考までに送付します。

当該取組みについて、御理解と適切な対応をお願いするとともに、会員等に周知いただきますよう、お願い致します。

<内容に関する問い合わせ先>

国土交通省 関東地方整備局  
企画部 技術管理課 荒井 TEL 048-600-1331（直通）  
技術調査課 後閑 TEL 048-600-1332（直通）

建設業者団体 送付先

- (一社) 茨城県建設業協会
- (一社) 栃木県建設業協会
- (一社) 群馬県建設業協会
- (一社) 埼玉県建設業協会
- (一社) 千葉県建設業協会
- (一社) 東京建設業協会
- (一社) 神奈川県建設業協会
- (一社) 山梨県建設業協会
- (一社) 長野県建設業協会
- (一社) 日本建設業連合会 関東支部
- (一社) 日本道路建設業協会
- (一社) プレストレスト・コンクリート建設業協会
- (一社) 日本橋梁建設協会 関東事務所
- (一社) 建設コンサルタンツ協会
- (一社) 関東地質調査業協会
- (一社) 全国測量設計業協会連合会